

# 入札参加心得

◎入札参加にあたっては、次の事項に留意してください。

## 1. 入札の効力について

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、**無効**となります。
  - ①入札参加資格のない者のした入札
  - ②所定の日時まで、所定の場所に到達しない入札
  - ③入札書記載の金額を訂正した入札
  - ④入札書に記名、押印のない入札
  - ⑤誤字・脱字または計算間違い等により、記載事項が確認できない入札
  - ⑥同一人が同一事項について、2通以上の入札をしたもの
  - ⑦明らかに連合と認められる入札
  - ⑧前各号に定めるもののほか入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができません。
  - ①初度の入札に参加しなかった者
  - ②連合その他不正な行為があった入札をした者
  - ③無効となる入札をした者

## 2. 入札書について

- (1) 入札書は必ず**指定様式**により、作成してください。
- (2) 入札回数は原則として初度入札を含め**3回**までとします。
- (3) **入札書の件名、場所は告示書に従って記入してください。**
- (4) 入札書は、消費税を抜いた金額をご記入のうえ提出してください。なお、落札業者と契約する場合は、消費税を加算した額で契約することになります。
- (5) 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。
- (6) 入札書には入札者の住所・氏名の記載及び代理人の記名・押印が必要となります。

## 3. 提出した入札書について

提出した入札書は、『書き換え』『引き換え』または『撤回』をすることができませんので、金額・数量等については、提出前に再度確認して提出してください

## 4. 公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」「地方自治法施行令」及び「宮崎市財務規則」等関係法令を遵守し、入札に参加してください。
- (2) 入札参加者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めます。
- (3) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (4) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 連合その他不正な行為のあった者は、指名通知後においても指名を取消し、また、連合その他不正な行為があり入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めます。

## 5. 異議の申立て

入札後、設計書、仕様書の内容が不明とし異議の申立てはできません。

## 6. 入札及びくじの辞退

- (1) 入札参加申込を行った後、入札執行前までに入札を辞退される場合は「一般競争入札参加申込取下届」をご提出ください。FAXの上、郵送により提出（令和5年8月21日17時00分までに到達するものに限ります。）してください。
- (2) 入札を辞退したことにより、以後の指名等において不利益な取扱を受けることはありません。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより、落札者を決定します。**くじは辞退することができません。**

## 8. その他

**契約の履行に関し、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けた際の対応について**

暴力団関係者から契約等の履行に関し、妨害又は不当要求を受けたときは、すみやかに市へ報告するとともに所轄の警察署へ被害届を提出すること。なお、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠った場合は、「宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱」に基づき、指名停止等を行う場合がありますので、ご注意ください。